

## 1 改定の考え方

当事業団は、目黒区の出資により区立福祉施設の受託運営主体として平成元年10月に設立され、区の福祉施策の一翼を担う存在として順次受託事業を拡大し運営してきました。

この間、平成12年度の介護保険制度の創設をはじめ、社会福祉事業団の設立及び運営の基準（46通知）の取扱い変更、指定管理者制度の導入などにより、一般の社会福祉法人や民間事業者と競争しうる体質に経営を改めることが課題となりました。

このため、当事業団では質の高いサービス水準の確保を前提とした効率的な事業運営に向け「経営改善計画」（平成17年度～平成20年度）、改訂版として「第二次経営改善計画」を策定し取り組んだ結果、平成18年度から平成20年度まで指定管理者として指定を受け、さらに平成21年度から平成30年度までの10年間の指定を受けることになりました。

そこで、これまでの経営改善の取り組みを継続するとともに、安定した経営基盤の確立を目指し、10か年の「経営計画」（平成21年度～平成30年度）を策定し推進しましたが、平成24年度の介護報酬はマイナス改定、障害福祉の分野でも障害者総合支援法が成立し新たな収入確保、支援の強化が求められることになりました。

また、目黒区では、平成23年度から緊急財政対策が実施され、その中で高齢福祉施設については、デイサービスの一部廃止の他、新規福祉施設の整備は民設民営、既存福祉施設は土地・建物の無償貸付等による民間活力の活用を推進する基本方針が掲げられるなど、当事業団の今後の運営に大きく影響を及ぼすものとなりました。

このような状況の変化に対応するため、サービス水準の確保を前提として効率的・効果的な事業運営を行うこと及び受託事業や自主事業の拡大等により経営基盤の強化をはかることを目的として平成24年度に「第二次経営計画」（平成25年度～平成34年度）を策定し、取り組んだ結果、新たな指定管理事業の下目黒福祉工房の公募及び自主事業としての特別養護老人ホームの整備事業者の公募で選定されるなど事業拡大を着実に推進してきました。

この間も、福祉人材の確保難が一層深刻さを増すなか、制度面では社会福祉法人による地域での公益的事業実施の責務化、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの強化、推進など社会福祉法人に求められる役割、責務等が大きくなりました。

一方、当法人が受託している各指定管理事業の指定期間が平成30年度末で満了となるため、次期指定管理者の指定に向けて、質の高いサービス水準の確保を前提に、新特養ホームの整備など新規事業を含め施設運営を効率的・効果的に行い経営基盤を安定させていくため、平成29年度に第三次経営計画（平成30年度～令和10年度）を策定し、取り組みを開始しました。

しかし、平成30年頃からの人手不足による建物管理委託等の委託経費の高騰、高止まり、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の発生の影響による特別養護老人ホーム等の利用率の減少やその後生じた国際情勢の変化の影響に伴う光熱費の高騰、物価の上昇などにより、各年度の収支状況及び財務基盤に大きな変化が生じ、その結果、第三次経営計画にも多大な影響が及び、主に財政運営面の大幅な見直しが必要となりました。

そこで、第三次経営計画の事業運営の効率、改善を図る推進計画とその計画に基づく収支計画を見直し、安定した法人、事業運営の早期の回復に向け第三次経営計画を改定します。